

太田山公園再整備に向けた計画検討資料作成業務委託  
受託候補者選定審査会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「太田山公園再整備に向けた計画検討資料作成業務委託」受託候補者選定審査会（以下「審査会」という。）の設置に関して必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 「太田山公園再整備に向けた計画検討資料作成業務委託」受託候補者を公募型プロポーザル方式で選定するため、審査会を設置する。

(審査事項)

第3条 審査会は、次の各号に掲げる事項を審議するものとする。

- (1) 提案内容の評価及び受託候補者の選定に関すること
- (2) その他公募型プロポーザル方式を実施する上で必要な事項に関すること

(組織)

第4条 審査会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長は、都市整備部長をもって充て、審査会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、経済部長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、または欠けたときは、その職務を代理する。

(委員)

第6条 審査会は、別表に掲げる者をもって組織する。

(会議)

第7条 審査会は、委員長が招集する。

- 2 審査会の議長は、委員長をもって充てる
- 3 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審査会が必要と認めるときは、委員以外の関係者に出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、都市整備部市街地整備課において処理する。

(秘密の保持)

第9条 委員は、審議内容の秘密を保持しなければならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年9月30日から施行し、委託業務を行う者が選定された日の翌日に効力を失う。

別表（第6条関係）

|      |                                   |
|------|-----------------------------------|
| 委員長  | 都市整備部長                            |
| 副委員長 | 経済部長                              |
| 委員   | 教育部長<br>教育部次長<br>都市整備部次長<br>経済部次長 |